

答 申 情 第 1 4 2 号  
令和 4 年 1 0 月 2 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 北 村 和 生  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 1 0 月 1 日付け保障第 4 1 2 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

個別支援計画書の公文書一部公開決定事案（諮問情第 2 4 0 号）



## 1 審査会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分において、審査請求人が公開すべきとする部分を非公開としたことは妥当であるが、別に審査会が示す6件の個別支援計画書を特定し、本答申の趣旨を踏まえて改めて公開決定等をすべきである。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和3年3月29日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「●●・かがやき元職員が作成した個別支援計画書の全数を示した上で、「1③ 京都障害者職業センター職員が作成した職業評価に「取り組む」或いは「参考にする」と書かれている個別支援計画書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

※ 上記以外の請求文書については、本件審査請求においては争点とされていないため、記載を省略する（以下同じ。）。

- (2) 処分庁は、京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）にて保管する●●・かがやき元職員（以下「元職員」という。）が作成した個別支援計画書について探索を行い、元職員が作成した個別支援計画書（以下「対象文書」という。）の全数を「37件」と示したうえで、請求内容に該当する公文書として1件を特定し（以下「本件公文書」という。）、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年8月11日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（公文書の一部を公開しない理由）

条例第7条第1号に該当

相談者に関する個人の氏名、相談の日時及び相談内容等については、公開することにより個人が識別される可能性があり、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和3年9月6日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) かがやきの運営について

かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ委託して事業を実施している。かがやきは、支援対象者の支援を行うに際し、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設である「独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構京都障害者職業センター」（厚生労働省所管）と連携しつつ、支援対象者が適切な職業選択や就職活動が行えるよう、支援を行っている。

(2) 本件請求に係る公文書について

本件請求は、元職員が担当した相談者の就労支援において作成した「個別支援計画書」のうち、「京都障害者職業センター職員が作成した職業評価に「取り組む」或いは「参考にする」と記載されている文書を公開するよう求めたものである。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、審査請求の理由について「36件は本当に該当していないのか？本件審査請求書に於ける争点は此れのみである。」と主張している。

(4) 本件処分について

対象文書となった37件の公文書すべてについて、「取り組む」又は「参考にする」との記載があるか否かを確認したところ、そのような記載がされている公文書は1件のみであり、残り36件はそのような記載がなかったため、1件のみを請求内容を満たす公文書として特定したものである。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 処分庁は本件決定通知書に於いて「37件中1件が存在する」と書いているが、残りの36件は本当に該当していないのか？本件審査請求書に於ける争点は此れのみである。

(2) 抑々何故個別支援計画書を作成した元職員は、他の36件に書いていないにも関わらず、審査請求人に係る1件のみに書いているのか？他の36人は職業評価を受けていないのか？仮に受けていないのであれば元職員が書いていない事を理解出来るが、

そうで無ければ何故書いていないのか？

- (3) 更に処分庁課長である■■及びかがやき前副センター長である▲▲に依る陳述についても言及しておく。■■及び▲▲は口頭意見陳述に於いて「職業評価を参考にする」と陳述しているが、其れを裏付ける個別支援計画書が「存在しない」事は極めて不自然である。
- (4) 審査請求人は本件公開請求文書を見分する事が出来ないので、審査庁に対して其れ（in camera 審理）を要求する。其の結果として、当該文書が他に存在しなければ原処分を維持するしか無いが、仮に他に存在するのであれば原処分の取り消しを要求する。
- (5) 本件公開請求文書は2021年10月25日月曜日に保健福祉局会議室に於いて部分公開されているが、該当する部分である「職業評価に取り組む」と書かれている部分も黒塗りされており、此れでは条例8条を満たしていないので、当該部分の黒塗りを外した上で改めて部分公開を要求する。

## 6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件請求に係る公文書について

個別支援計画書は、かがやきにおいて利用者の支援を計画するために必要となる情報を記したものであり、利用者等から聞き取った診断名や診断機関名、生活状況、関連機関の利用状況などのほか、今後の支援の方針、計画の詳細等が記載されている。

### (2) 本件処分について

#### ア 文書の特定の妥当性について

- (ア) 処分庁は、37件の対象文書を精査した結果、本件公文書以外の36件については請求内容を満たすものではなかったと主張する。
- (イ) 一方、審査請求人は、当該36件が請求内容を満たさないことに疑義があると主張する。
- (ウ) 当審査会において、36件の対象文書を見分したところ、職業評価に「取り組む」又は「参考にする」との趣旨の記載であると評価できる文書が6件認められた。

この点について、当審査会が事務局をして、処分庁に対し、本件請求における文書の特定方法について確認させたところ、本件請求を受け文書の特定をするに当たっては、元職員が作成した個別支援計画書のうち、職業評価に「取り組む」又は「参考にする」との趣旨の記載がされているものの中から、相談者に関する

職業評価がかがやきに存在するものについて、本件請求に対し特定すべき公文書と判断したとのことであった。

(エ) しかし、本件請求は、元職員が作成した個別支援計画書に職業評価に「取り組む」又は「参考にする」との趣旨の記載がされているものを対象にしている。したがって、当審査会としては、処分庁が行ったように、それら記載のあるもののうちかがやきに職業評価が存在するもののみを対象文書として特定することは、文書の特定の範囲を狭めすぎていると言わざるを得ない。

(オ) したがって、当審査会としては、本件公文書に加えて当審査会が確認した6件の個別支援計画書を特定すべきであると判断する。

なお、当審査会が特定すべきと判断した6件については、本答申とは別に事務局をして諮問庁に示すものとする。

#### イ 条例第7条第1号該当性について

審査請求人は、審査請求書以外においては、本件処分が条例第7条第1号の解釈を誤っているとの主張も行っていると思われるので、以下この点についても検討する。

(ア) 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

(イ) 処分庁は、本件公文書のうち、公文書の名称、記入者名欄及び組織名称以外の部分には相談者の氏名、相談内容などが記載されており、それらはすべて条例第7条第1号に該当すると主張する。

(ウ) 一方、審査請求人は、本件公文書のうち職業評価に「取り組む」又は「参考にする」旨が記載された部分は公開すべきであると主張する。

(エ) 当審査会が本件公文書を見分したところ、非公開とされている部分には、相談者の心身や日常生活の状況、家族との関係、本人や家族の要望、関連機関の利用状況や今後の支援の方針など多岐にわたる情報が記載されていることが認められた。また、職業評価に「取り組む」又は「参考にする」との趣旨の記載は、本件公文書及び6(2)アで述べた6件の個別支援計画書のいずれにおいても、異なる項目に記載されていることが認められた。

(オ) 個別支援計画書は、このように個人の機微情報が多く含まれていること及び相談者の状況によって職業評価に係る記載がされる項目が異なることから、仮に審査請求人が公開を求める職業評価に「取り組む」又は「参考にする」という旨の記載がされている部分のみに限定したとしても、なおプライバシー性が高く、またその内容から個人が識別され得る可能性も否定できないと言わざるを得ない。

したがって、当審査会は、本件公文書のうち公文書の名称、記入者名欄及び組織名称以外の部分について条例第7条第1号に該当するものとした処分庁の判断は妥当であると判断する。

ウ 以上のことから、当審査会は、本件公文書について処分庁が行った一部公開決定処分は妥当であるが、本件公文書以外に6件の個別支援計画書を特定し、これらについて本答申の趣旨を踏まえて改めて公開決定等をすべきであると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年10月 1日 諮問

10月29日 諮問庁からの弁明書の提出

11月16日 審査請求人からの反論書の提出

令和4年 8月 2日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和4年3月2日開催）

8月 4日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第3回会議）

9月15日 審議（令和4年度第4回会議）

10月25日 審議（令和4年度第5回会議）

※ 行政不服審査法第34条及び第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあつたが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）